



「平成30年夏休み裁判所見学ツアー！！」実施報告

平成30年8月8日（水）岐阜地方裁判所では、小学校5，6年生を対象に「平成30年夏休み裁判所見学ツアー！！」を開催し保護者の方等を含め、午前の部69名、午後の部63名の皆さんにご参加いただきました。

【岐阜裁判所通信】

今回の裁判所見学ツアーは、「裁判はどんなふうに行われているの？検察官ってどんな仕事？弁護士はどうやったらなれるの？」といった疑問を、もぎ裁判等を体験したり、裁判官、検察官、弁護士に直接聞いたりして、参加小学生の子どもたちに、少しでも分かっていただくために行いました。

それでは、さっそく見学ツアーの様子を見ていきましょう！！



① 「裁判ってどんなもの？」～見て聞いて考えてみよう～



←まずは、裁判官、検察官、弁護士からのご挨拶。今日はいっしょに司法について学びましょう！！」

最初に、もぎ裁判を行いました。「もぎ裁判」では、参加者の中から裁判官役、検察官役、弁護人役、証人役及び裁判員役を選び、強盗致傷事件を題材に裁判を行いました（被告人役は裁判官が務めました。）。

裁判官や検察官などの配役決め。→
希望した役に当たるかな？ドキドキ・・・。



それでは本番スタート！！



(裁判官役)

それでは、開廷します。

被告人はお金を奪いました。
そのとき被害者に怪我を負わせました。



(検察官役)



(被告人役)

私は犯行現場に行ったこと
もなければお金も奪って
いません。信じてください。

被告人の述べたとおりです。
被告人は犯人ではなく無罪で
す。



(弁護士役)

被告人が持っていたお札は私が
家賃として準備したものと
同じです。お札の穴も私が封筒を
ホッチキスで留めた時にあけて
しまったものだと思います。

証人の方に聞きたいこと
があります。



(証人役)



(裁判員役)

以上、掲載したのはほんの一場面ですが、白熱したやりとりは本番さながらでした。また、その様子を傍聴席側にいる参加者のみなさんも熱心に聞いてくれていました。そして、もぎ裁判は進み・・・。



(裁判官役)

以上で、審理を終わります。

有罪，無罪，どちらだろう？



(評議中)

普段聞かない裁判用語や長いセリフ，緊張している中みなさん上手に話せていましたね。

その後，参加者全員が6人ほどのグループに分かれて，「有罪」か「無罪」かを話し合い，グループごとに発表しました。



(評議中)



被告人は無罪！！



被告人は有罪！！

みなさんが一生懸命考えた結果，グループごとに有罪・無罪の判断が分かれ，また，理由もどれも「確かに！」と納得できる内容でした。

もぎ裁判後、参加者から裁判官、検察官及び弁護士への質問が行われました。「有罪、無罪の割合はどれくらいですか？」や「1つの事件で審理は最大何回までできるのですか？」などの質問から、なかには「法律を全て覚えていますか？」といった質問もできました。

(質問タイムの様子)



みなさん、裁判や裁判に関わる仕事に興味を持っていただけただけでしょうか？

② 「法廷の中ってどうなっているの？」

～裁判の登場人物の目線に立ってみよう～

最後に、普段は入ることが出来ない裁判官席や検察官席，弁護人席などに座りました。



←法廷のなかを探検中・・・。

法服も着て，気分は裁判官！！→



半日にわたる見学ツアー，お疲れ様でした。みなさん楽しく，かつ真剣に取り組んで裁判について学んでくれたと思います。

裁判所では，今後もこのような見学ツアーなどを行い，司法をより身近に感じていただきたいと考えています。是非，ご参加ください！！

ツアーに参加していただいたみなさん，

本当にありがとうございました！！

